

第 1 1 回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 5 月 1 0 日（金） 午前 9 時 3 0 分から午前 1 0 時 3 0 分まで
2. 開催場所 大牟田市役所 北別館 4 階 第 1 委員会室
3. 出席委員（9 名）

会 長	古賀	正廣
会長代理	石橋	祐一
3 番委員	中島	照章
4 番委員	梅野	節子
5 番委員	鳥越	孝広
6 番委員	内野	和幸
7 番委員	境	タヅ代
8 番委員	松山	規子
9 番委員	池端	祥久
4. 欠席委員（0 名）
5. 議事日程

審議事項	
議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
報告事項	
報告第 1 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 2 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
報告第 3 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 4 号	農地法第 1 8 条の規定による許可申請について
報告第 5 号	非農地証明について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松尾	健一
次 長	野田	稔雄
職 員	堀江	陽子
職 員	福浦	忠紀

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第11回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、6番委員と7番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

各委員 はい。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 このことについては、8件の申請がございます。
 それでは説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。

 1番は、借受人であった〇〇さん取得申請でございます。解約が6ページ1番で報告がっております。

 2番は、〇〇さん沖田町農業倉庫の隣の農地を取得されるものでございます。こちらも解約が6ページ2番に報告がっております。

 3番は、所有者から管理のみとなっていた農地の売却相談から隣を耕作者する〇〇さんが取得されるものでございます。

 4番は、田畑をまとめて処分したいとのことから〇〇さんが取得されるものでございます。貸借の解約が5ページ1番で方向区がっております。

 5番は、市街化区域内の残存小作地で解約にあたり農地の一部を譲渡する条件から、この度一部を分筆され贈与申請となったものでございます。このため解約が5ページ2番に報告として挙がっております。

 6番、7番は、〇〇さんが規模縮小で解約された農地であって、今後の耕作が〇〇さんにまとまったものでございます。

 8番は、自作地であった農地を隣接の〇〇さんが取得されるものでございます。

いずれも各項目に該当せず、許可基準を満たしていると思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 事務局からの説明が終わりました。
次に地区担当委員の意見に入ります。
1番から3番までは8番委員ですのでお願ひします。

8番委員 はい。1番から3番までは〇〇さんで認定農業者でありますし、近隣農地も広く耕作されておりますので問題ないと思ひます。以上です。

議長 ありがとうございます。
続いて4番から8番までは私ですので意見を述べます。
まず、4番の〇〇さんは、地域の担い手の1人で息子さんも手伝っておられ、水管理においてもしっかりやっておられますので問題ないと思ひます。
5番の〇〇さんは、イチゴ栽培をされており年齢的にも年金でするにはちょうど良いくらいではないかと思ひます。
6番と7番の〇〇さんは、何度か出てきている方で説明をしておりますので問題ないと思ひます。
8番の〇〇さんは、地域において中規模の農業者で水係の役もされておりますので問題ないと思ひます。以上で終わります。

議長 担当地区委員の意見を終わり審議に入ります。
みなさんからご意見なりご質問はございませぬか。
(発言者なし)

議長 無いようですので審議を終わり採決に入りたいと思ひます。
1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。
(全員賛成)
ありがとうございます。全員賛成で1番案件は許可に決定します。

次に2番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願ひします。
(全員賛成)
ありがとうございます。全員賛成で2番案件は許可に決定します。

3番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。
(全員賛成)
ありがとうございます。全員賛成で3番案件は許可に決定します。

4番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願ひします。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成で4番案件は許可に決定します。

5番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成で5番案件は許可に決定します。

6番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成で6番案件は許可に決定します。

7番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成で7番案件は許可に決定します。

8番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成で8番案件は許可に決定します。

以上で議案第1号を終わります。

続きまして

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長

議案第2号 については、8件の申請がっております。

なお、5番と6番案件は私に関するものですので、その際は退席いたします。

それでは、5番6番を除く案件について事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。まず1番は、兼業での新規就農希望であった〇〇さんについては、希望地推進委員のあっせんにより所有者との調整が整い約1.6反の貸借にまとまったものでございます。新規就農であるため、営農計画書をご提出いただいております。

2番は、草刈り管理のみ農地を認定農業者の〇〇さんとの賃貸借での申請でございます。この案件は新規集積となるものでございます。

3番は、〇〇さん耕作地の周辺農地での貸借申請でございます。こちらも新規集積となるものでございます。

4番は、体調を崩された〇〇さんが隣接耕作者の〇〇さんに相談され、まとまったものでございます。

5番、6番は飛ばします。

7番と8番は、3月総会で中間管理機構へ移転したもので耕作者がそれぞれ決定したことによる申請でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局説明が終わりました。審議に入ります。
何かご質問なり、ご意見はございませんでしょうか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 それでは、審議を終わり採決に入ります。
この議案第2号は、一括採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 一括採決といたします。
5番、6番案件を除く案件を許可することに賛成の方は挙手を求めます。
(全員賛成)
全員賛成で5番6番を除く案件は許可すること決定します。

議長 それでは5番6番案件に入りますので私は退席し、以後の進行は2番委員にお願いします。

—会長退席—

2番委員 それでは、会長を代理しまして私が議事進行を行います。
5番、6番案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。5番は自作地、6番は〇〇さんの残存小作地でありましたが、〇〇さんは農業者でなく実耕作を〇〇さんへ依頼されていたようです。この冬、〇〇さんの規模縮小により耕作を辞められ、耕作者探しの申出があり隣接耕作者である会長耕作にまとまったものでございます。
ご審議の程よろしくお願いたします。

2番委員 事務局説明が終わりました。審議に入ります。
何かご意見ご質問はございませんでしょうか。
(発言者なし)

2番委員 ごさいませんか。

各委員 はい。

2番委員 無いようですので採決に入ります。

5番、6番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成で5番、6番は許可することに決定致します。

会長の入室をお願いします。

－会長着席－

2番委員 会長案件は許可に決定しました。

会長に関する案件が終了しましたので、議事進行を古賀会長と交代します。

議長 次の報告に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。貸駐車場にされるものでございます。以上です。

議長 何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第1号を終わります。次に、

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。

1番は、住宅の隣の農地を敷地拡張にて転用されるものでございます。

2番は、駐車場利用での転用でございます。

3番は、太陽光発電のための転用でございます。

4番は、アパート建設のための転用でございます。

5番は、分譲並びに貸駐車場のための転用が出ておりましたが、業者が変わるための計画変更でございます。なお、転用土地利用に変更はございません。以上

です。

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第2号を終わります。次に、

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。全て3条や利用権の更新申請に関するもので、未耕作となる農地はございません。以上です。

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第3号を終わります。次に、

報告第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。全て3条申請のための解約で、未耕作地となるものはございません。以上です。

議長 説明が終わりました。このことについて皆さんから何かございますでしょうか。
(発言者なし)

議長 無いようですので報告第4号を終わります。次に、

報告第5号 非農地証明について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。
いずれも土地処分等における登記地目整理のための申請で、2番以外は全て市街化区域のものでございます。
2番は、調整区域内ですが、こちらは開発完了届の書類提出にあたり、道路拡幅部分において登記地目農地のものが1筆あったため、申請となったものでございます。

以上です。

議長 説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので、報告第5号を終わります。

議長 以上で全ての報告事項を終わります。
これもちまして第11回総会を終了いたします。

閉会

以上